

○議事日程 (平成二十六年十二月二十五日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 議案第五十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第四 議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第五 議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第六 議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第七 議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第八 議案第六十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第六十一号 町道路線の認定について
- 日程第十 議案第六十二号 町道路線の変更について
- 日程第十一 議案第六十三号 平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第十二 議案第六十四号 平成二十六年度養老町一般会計補正予算(第四号)
- 日程第十三 議案第六十五号 平成二十六年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 日程第十四 議案第六十六号 平成二十六年度養老町簡易水道特

別会計補正予算(第一号)

日程第十五 議案第六十七号 平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第一号)

日程第十六 議案第六十八号 平成二十六年度養老町上水道事業会計補正予算(第二号)

日程第十七 議案第六十九号 平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

日程第十八 議案第七十号 平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)

日程第十九 発委第二号 養老町議会議員政治倫理条例の制定について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- |     |       |
|-----|-------|
| 議長  | 松永民夫  |
| 二番  | 長澤龍夫  |
| 三番  | 大橋三男  |
| 四番  | 三田正敏  |
| 五番  | 吉田太郎  |
| 六番  | 早崎百合子 |
| 七番  | 野村永一  |
| 八番  | 田中敏弘  |
| 九番  | 松永民夫  |
| 十番  | 皆川雅子  |
| 十一番 | 中村辰夫  |
| 十三番 | 水谷久美子 |

○欠席議員

なし

○欠員

二名

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育委員長兼 教育委員会事務局長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務部	田中隆
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	日比重喜
住民福祉部長	佐藤嘉但
住民福祉課長	佐藤嘉但
住民福祉部	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉部	佐藤昌子
生活環境課長	佐藤昌子
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部参事兼 農林振興課長	川地豊己

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	山中秀樹
商工観光課長	伊藤博文
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	高木久之
水道建設部長	高木久之
会計管理者兼 会計課長	加藤敏博
教育委員会 教育総務課長	松岡弘泰
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一
消防長	堀田明男
議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

○議長（松永民夫君）おはようございます。  
（開議時間 午前九時三十分）

平成二十六年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中御出席を賜り、ありがとうございます。  
開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願い申し上げます。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

ただいまから平成二十六年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、八番 田中敏弘君、十一番 中村辰夫君を指名いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二、諸般の報告を行います。本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、議案第五十五号から日程第十八、議案第七十号までの十六議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第三、議案第五十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第四、議案第五十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、議案第五十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 当町のラスパイの指数についてお尋ねをしたいと思えます。

それから、近年、中途採用の職員が非常に多いというふうになっておりますけれども、こういう採用はラスパイに上乘せされているのかどうか、その点について伺いたいと思えます。

それから、再任用ということ、定年後の雇用というふうな中で、主に自治会館などについてですけれども、嘱託と再任用の給与及び期末手当などが非常に金額が違うわけですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

ラスパイ指数でございますが、当町の平成二十六年の四月一日現在のラスパイ指数は九三・六でございます。昨年が一〇〇・九でございます。これについては国家公務員の給与削減があった状態ですので、なかったとした場合は九三・二ということ、ほぼ変わらないという点でございます。

それから、中途採用職員のラスパイ指数に上乘せがされるかどうかということですが、中途採用職員については初

任給の基準がございます。それと、前歴加算というものを行いまして初任給を決定いたしておりますので、上乘せというわけではないですが、そういった正規の手続で初任給を決めているということでございます。

それから、再任用職員、ことしも平成二十六年で三名お見えになります。こちらにつきましても、年金のほうももらえる年齢が引き上げられたといったような関係で再任用職員の制度ができたということで、嘱託職員よりは給料が高くなっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再任の場合の職種は、主に出先機関というふうなところですけれども、今後もこういう方針の中で再任用をしていくお考えなのか、それとも専門的な知識を踏まえただ中で本町での補完的な職員として勤務していただくような方向になるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再任用につきましては、本人の意向もござ

いまして、本来なら、私としては専門知識というようなことで庁舎内への再任を求めたいところでございますが、多くの職員の方の中に、また同じ場所で立場が変わって仕事するということが、やはりちよつと抵抗感があるようございますが、ただ本人が承諾をいただければ、専門部署として庁舎内での仕事をこれから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第五十八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第七、議案第五十九号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） この問題は、故岩瀬進議員が常に是正を求めて一般質問などで町にその是正を求めておられました。もつと早い段階でこういう条例案が出ると、御本人にとつても議員として非常にやりがいのあったことではないかなというふうに思いますが、この改正について質疑をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、今回の改正に伴い、事務レベルでどういう議論があったのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（高木久之君） ただいまの水谷議員さんの質問にお答えいたします。

まず、事務レベルといえますか、簡易水道組合につきましまして、西部簡易水道組合というのがございまして、こちらのほうで役員会、総代会を開きまして、八月二十八日の臨時総代会におきまして上程させていただいた金額で値上げするということが決まりました。この金額を出すにしましては、歳入と歳出とを見比べまして、均衡がとれる、バランスがとれる金額でということ、事務のほうで最初に金額を検討させていただきまして、それに基づき

※

いて簡易水道組合の総代会とか役員会に出させていたでいて、この金額を出させていただきました。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、補足答弁。

○副町長（西脇正博君） 御無礼いたします。

臨時総代会の前に役員会等も開いております。その席で役員から役員に対して、いわゆる簡易水道組合としての経営状況はこういう状況だということをお話しさせていただきました。さらに、簡易水道というのは、会員の皆さん方の水道ですよということで、必ずしも町の水道ではないんだということを話し申し上げてきたわけでございます。水道組合として経営が成り立っていない以上、やはり値上げということもやむ方なしということで御理解を求めてきたということでございます。それで御理解が得られたということで、今回値上げに踏み切ったということでございます。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） そうした中で、加入金及び基本料金です。例えば上水では基本料金の金額としては十立方メートルまで、簡水は十五立方で五立方の差があるわけですけれども、こういう点は町からのお願いはなかったのかどうかという点を伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（高木久之君） 十五立方から十立方にするという答弁は、総代会でも、また事務のほうでも、とりあえず値上げをして、できるだけ上水に近づけたいという気持ちはありますが、一度にといいことはなかなか難しいため、今回は十五立方の量を変えろという検討はいたしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昭和三十三年に養老町条例第一号としてこの条例が出てから、実に五十六年ぶりの改定になるということですが、上水は、検針伝票は改正されましたけれども、簡水のほうはどうなっているのかどうか。それと、今回の値上げに対して滞納金もそれに付随するわけですので、そういう対策をどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高木水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（高木久之君） 検針票につきましては、今ちよつと手元に持っておりますので、後で調べて、また御報告させていただきます。

また、滞納対策といたしましては、高額滞納者、特に一年以上滞納しているような高額滞納者に関しましては、給水停止をするということと書類を出させていただいております。それでも納まらない場合は給水停止をするということで、順を追って納まるように給水停止等もして収納率が上がるように進めているところでございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、議案第六十号 養老町消防

団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、議案第六十一号 町道路線

の認定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 確認ですが、町に、初日の提案説明では寄附ということの説明がありました。寄附について何らかの基準があるのかと思いますが、以前、私の関係者のほうで道路幅は何メートルとか、それから道路の状況は、最低防じん舗装をしてくださいよというような、そういう状況があったかにも思います。現状としては、今どのような基準で受けとめられておるか、確認したいと思います。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） お答えいたします。

今回、認定をいただきます町道につきましては、従来、分譲住宅の形が長年とられておりまして、所有がその会社というような形で今まではなっておったところが、町に道路を寄附ということ、御質問の基準でございますが、現在の基準といたしましては、幅については、一応、これは目標というか四メートル以上、大体今の整備自体でもう四メートル以上の道路になっていきますので、四メートル以上の道路ということと、それから構造でございますが、側溝が整備されていることと、それから簡易舗装といいますが、防じんではなくて普通のアスファルト舗装が施工されていることが条件で、町道としてお引き受けするというような条件になっております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、議案第六十二号 町道路線

の変更についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、議案第六十三号 平成二

十六年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 日程第十二、議案第六十四号 平成二十六

年度養老町一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） がんばる地域交付金として国より交付され

ております高度合併浄化槽と道路、それから消防のほうと三方所に交付されておりますが、その中の一件として、十三ページの公

害対策費の中の高度合併浄化槽に一千九百万、本来なら、これは当初百二十二基で総額五千七百万円が計上されておりました。そのうち国からがんばる地域交付金としていただいておりますので、その分を財源更正で一千九百万円を町からいただいておりますので、なくなったということでございます。それで、そのうちの町の負担分がなくなつて、一千九百万円よくなつたということでございますが、これについて、町の考えを担当課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 佐藤生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（佐藤昌子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回のがんばる地域交付金につきましては、国の平成二十五年年度緊急財政対策に伴う公共投資予算の地方負担分に応じて配分されたものであり、臨時的なもので、恒久的に続くものではなく、これを財源と見込んで補助の増額をすることは、その後、その分に対し町単独の財源を充てることとなるということになりますので、厳しい財源からも難しいと考えております。

なお、浄化槽の設置整備事業につきましては、下水道計画の見直しを今行っておりますので、それに合わせ、生活海水処理基本計画の見直しを行う段階で、基数や内容等の検討をしていきたいと存じます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 今お聞きしました中で、去年につきまして申請が多かつたということで申請できなかった方もお見えになると聞いております。このような場合、ことしもこのような場合があると思いますが、その場合、その中で町単独でされるか、

その辺のところを町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 国が計画的に出しているものでございますし、町単独ということになりますとかなりの高額にもなるということで、現在のところ、町単独の補助は考えておりません。ただ、下水道の今見直しを県も行っていたりしておりますので、やがて町もそれに基づいて見直しをしていく中で、これからも公共下水道を続けていくのかどうかという問題になったときに、やはり養老町としては地域柄を考えても、やっぱり合併浄化槽でいきたいというところが私の考えでございます。そういったときには、幾分か町の増額ということを考えていかざるを得ないかなというふうには考えておりますけれども、今の時点では考えておりません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいまがんばる地域交付金についてのお話が最初出ましたが、このがんばる地域交付金がどういうふうに創設され、またその交付内容について詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中 信行君） ただいまの皆川議員の御質問にお答えいたします。

がんばる地域交付金につきましては、先ほど佐藤課長からも説明がありました。国の平成二十五年年度緊急経済対策に伴う公共投資予算の地方負担額に応じて配分されるものでございます。国

の補正を使って町が事業を行ったときに地方負担額が生じるわけですが、それについて、ある一定の式をもちまして交付されてくるということで、今年度については二千五百三十万四千円ということで、算定基準といたしましては、二十五年度の補正で事業を行っております東部中学校の大規模改造事業、それから国営かんがい排水事業、社会資本整備交付金事業、それから農山漁村水利施設整備事業ということで、算定基準のほうについては一億六千二百二十万二千円がもとの基準の額になります。それに対して、財政力指数に応じた指数とか、行革努力に応じて加算する率を掛け合わせてきまして、最終的には交付限度額が二千五百三十万四千円ということになりました。

それから、使途につきましては、地方単独事業、これについては建設地方債の対象事業に限ることとございます。それからもう一つは、建設公債の対象となる国庫補助事業、法令に国の補助率や負担率の定めがあるものは除きますが、そういった国庫補助事業に充てることができるということとございます。

それで、今回活用といたしましては、高機能消防指令センターの整備事業、それから道路新設改良事業、高度処理型合併浄化槽設置事業にそれぞれ充てさせていただきます。

二十六年度の予算の状況が、一般財源の不足を地方債の発行、あるいは基金の繰入金に頼っているということもございまして、財源の振りかえ、あるいは他の国庫補助事業の補填というような形の中で予算を計上させていただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今、養老町の充当事業の発表がありました

けれども、この充当可能な事業、この実施計画について養老町はどのぐらいの実施計画を出しておられたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの御質問にお答えします。

実施計画といえますのは、この三本で実施計画というのが、金額がもう固まっておりますので、この三本で出させていただきます。おります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 三本でいったわけですけれども、ほかに充当可能な事業はなかったのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） 先ほど言いましたように、使途については地方単独事業、あるいは建設公債の対象となる国庫補助事業でございますので、町の事業の中にはほかにもいろいろな事業がございますので、充当することはできますけれども、今回についてはこの三本ということで計画を出させていただいたということとございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 十四ページでございます。

土地改良費の中でございますが、私が聞き逃したのかもしれないが、県単土地改良事業費の中の一十七百五十八万三千円でございます。これの工事請負費の内容と、まだ恐らく発注はかけて

いないというふうを考えておりますが、工期には間に合うのか、その辺のお話を具体的にお願いたします。

○議長（松永民夫君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 大橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

県単土地改良事業費の内容でございますけれども、今回、高田土地改良区内の二号揚水機並びに四号揚水機が経年劣化等の原因で揚水ポンプが故障いたしました。また、祖父江配水機場の電動弁室内に設置してある内部機器が故障等によりまして営農耕作に支障が生じておりますので、今回緊急修繕を行うものでございます。

内訳といたしましては、高田二号揚水機改良が一十二万五千円、それから高田揚水機改良が二百七万五千円、祖父江排水機場電動弁の改修が三百七万六千円ということでございます。

工期につきましては、約二カ月を想定いたしておりますので、年度内には完成するというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） その故障したものにつきましては、耐用年数等々はどのようになっておりますか、お知らせ願います。

○議長（松永民夫君） 川地産業建設部参事、自席で答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） まず、高田の揚水機でございますが、二号揚水機のほうは平成十一年三月に更新をいたしましたしております。また、四号機のほうは平成十七年六月に更新ということになっております。祖父江排水機場につきましては平成十九年から二十年にかけてポンプ場が整備されたと

いうことでございます。

耐用年数は、基本的には六年から十年と、基本的には十年ぐら이다というふうを考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 十一ページの社会保障税番号制度システム整備事業減になっております二百二十万円ですね、事業の内容の詳細と、減になった要因というはあるかと思いますが、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 田中企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（田中 隆君） 早崎議員の質問にお答えいたします。

まず、社会保障税番号制度につきましては、国におきまして平成二十五年五月に成立・公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びこの法律の施行に伴う関連法により、住民一人一人に一つの個人番号を付番し、社会保障分野、税分野、災害対策分野などの業務に活用しようとするものでございまして、現在、このシステムの改修を行っているところで、その業務内容が固まりましたので、それを国に補助金の交付の申請をいたしましたので、交付額が決定したということで減額になったということでございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 先ほど来、がんばる地域交付金について、るる質疑がございました。説明を少し聞いておる範囲内では、二

十五年の国の補正ということでございますが、二十五年度の補正であれば、もっと早くこの補正予算に上げるべきではなかったかなという点が一点と、それからもう一点、同じがんばる地域の中で、消防のほうの人員費か何かのほうも組みかえておるのかなというふうに説明であったと思いますが、その辺もし違っておれば御指摘願いたいと思いますが、消防の常備消防費の中の国・県支出の三百万円が、がんばる地域交付金であるというふうな説明を受けたと思いますが、その辺のところを再度説明願いたいというふうに思います。

それから、地区の公民館等の雨漏り修繕等が出てきております。これから随時、恐らく施設がだんだん古くなってきますので、その施設の関係については修繕費が出てくるおそれがあるというふうに私は思っておりますが、その辺のところを、やっぱりこれから、例えば公民館で言えば十カ所、それからいろいろ町民プラザはやりましたけど、体育館もやりましたけど、町民会館とか中央公民館とかいろいろ施設がありますが、その施設の関係の今後の、特に雨漏り関係については十年間の保証つきということもあると私は思っておりますが、そういうものも含めて、やっぱり計画的修繕を今後していく必要があるのではないかとこのように思いますが、その辺のところの現状をお聞かせ願いたいという三点をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

がんばる地域交付金、確かに国の補正予算に伴って交付されるものでございますが、最終的に、内々示は十一月ごろにいただいておりますが、内示が十二月九日ということでございますが、今

回の十二月の補正になったということでございますので、よろしくお願いいたします。

消防のほうですが、常備消防費ですが、人員費に充てているわけではなくて、先ほど申しました高機能消防指令センター整備事業に三百万円を充当しているということで財源更正といった形で予算を計上させていただいておりますので、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 中村議員の三番目の質問についてお答えいたします。

庁舎の財産等の管理といたしまして、建物等に限定したお答えになります。今の状況でまとまって管理するというような状態が町ではございません。おのの、例えば公民館とか自治会館とか受け持ちの課で修繕等をしているのが今までの状況でございますので、前にちよつと議会でも御質問あったかと思っておりますが、そういうような施設の管理はこれからどういうふうにしていくかということ、町全体で今後そういう維持修繕のことを考えていく必要があるというふうなことで町長さんがお答えになられたと思っております。

それで、実は二十八年度までに固定資産台帳の整備とか、そういうことも町のほうに課せられておりますので、そういうような固定資産台帳の整備をした後、後というか、そういうこともございますので、実際は町で一括で、御質問がありましたように、施設の管理をしていくことが今後必要になってくると考えています。それで、建設課とか、先ほど申しましたおのの管理している課が集まって、そのような会議を持ち上げて、本当は、一番いいのは、新しい検討部会というか、協議会みたいなものを立ち上げ

て進めていくという方向で、今後、財産についてどういうふう  
管理していくかということを検討していくことになると思つてお  
ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） がんばる地域交付金の関係で、消防の関  
係は高規格ということでおっしゃられました。補正の中でそう  
いう言葉をきちつとどこかで上げていく必要があるかなど、こ  
れをぱつと見た瞬間は、人件費の関係で消防の関係は、例えば職  
員手当等が三百三十一万二千元というふうになっておるで、これ  
からだなどというふうな感じが受け取れますので、その辺のところ  
を、例えば先ほど総務課長が言われた高規格なら高規格でいいで  
すけど、財源更正する中で、少しどこかでうたつておつていただ  
くとありがたいと。それが親切なやり方ではないかなというふう  
に思いますし、今回、特に総金額で間違つて、きよう修正されま  
した。特に、そういうことがあつては、私は非常に町民は町に対  
しては、不信任を抱くことになるというふうに思いますので、た  
またま消防の関係で申し上げましたんですけど、この予算書の関  
係でも総金額が違つておつた。これは私もちよこつと説明を受け  
る中で気がついたんですけど、問山総務部長が違つてということ  
で、当初町長の説明でありました。

今回このことだけじゃなくて、もう少し何か違つたという点も聞  
いておりますが、その辺の説明も全くございませんが、その辺の  
ところ、総額については町長の初めの説明の段階では間違つてお  
りましたということをおっしゃられましたので、それはそれでい  
いんですけど、何か一部違つた金額が入つておるといふこともち  
らつと聞いておりますが、その辺のところはどうであつたかとい

う点と、今、伊藤建設課長の答弁の中で、私が言いたいの、や  
つぱり施設はどこかで一元してやっておるといふことは私の頭  
の中にあるんです。今聞いておると全然ばらばらで管理しておると  
いうような言い方ですが、やはり予算というか、養老町の実質的  
な予算というのは非常に厳しい予算だと、町長も皆さんも知つて  
おられると思いますし、それは建設課長も知つておられると思  
いますけど、厳しい予算の中だからこそ私申し上げたいのは、特に  
雨漏り関係、屋根関係は十年間保証は必ずついておると思います  
ので、その辺のところも含めて私は施設の管理は一元化して、そ  
してここがことしやりましょう、ここが五年後にやりましょうと  
いう計画をしていく中でトータル的な予算を掲げておいてやるこ  
とも、やつぱり今後の厳しい予算の中では必要であるということ  
を私申し上げておりますので、ぜひその辺を、再度また答弁をお  
願ひしたいということで再質問いたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、自席で答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの中村議員の御  
質問にお答えいたします。

当初、上程させていただきましたときに、議案第六十四号の第  
一条の歳入歳出予算の総額が間違つておりましたので、大変申しわけ  
なく思つております。

それから、先ほど御指摘がございましたけれども、ほかにもと  
いうことでございますが、こちらのほうについては議長の許可を  
得て、それぞれ訂正をさせていただいておりますが、給与費明細  
書のほうの数字が前年度の数字がそのまま入っている部分があり  
ましたので、そういったところを正しい数字に置きかえさせてい  
ただいたと。それから、人数についても誤植があつたため訂正を  
させていただいたということでございます。今後、こういったこ

とがないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 施設の管理につきましては、道路等の橋の長寿命化とか、そういうのは今建設課のほうでやっています。それと同じように、御質問のように施設もこれから管理していかないといけないというのは十分承知しております。

先ほども申しましたように、二十八年で町の固定財産の整備をしますので、それによりましてどういう財産があるかと、建物関係でございますが、わかっていますので、現状は申し上げたとおり、おのおのの課で管理しておりますので、それを一つにまとめて、今言いましたように、施設の財産のほうも、橋とか同じような感じで長寿命化というか、これから何年後に修繕が必要とかいう計画も含めた検討は本当にしていこうと思っておりますが、ちよつと説明不足でしたが、これからそのことについては検討していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ぜひひとつ、伊藤建設課長、施設の一元化の管理ということも含めて、今後の厳しい予算の中で養老町の運営をしていくことになろうと思っておりますので、よろしく御検討願いたい。二十八年度まで待たなくても、来年度早々やられても私はいんじやないかと思っておりますが、その辺はやはり一日も早くやつてもらいたいという要望をしておきます。

それから、先ほども表紙の金額のことで申しましたんですけど、しかし管理職の皆さん、こういう大きな違いというのは大変な問題だと私は思うんですよ。町長はたまたま説明の中で総務部長が指摘されて、恐らく町長はそこまで感じなかったかもしれませ

が、私は感じましたよ、裏をばつと見たときに数字が違うなど思いましたので、きょう、もつとことんやろうと思いましたが、町長とそれから、初めにこうやってありましたので、厳しくは追及しないというふう思っておりますが、ぜひこういう大きな違いのないようにだけは、ぜひひとつ心がけてもらいたい。町長に責任はないかもしれませんが、そこだけお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） たくさんの数字を扱う中で、間違いがあつたということで大変申しわけなく思っております。こういうことは、やはり前提に仕事はするようにといいふうに常々言っておりますので、あつて当然という考えではなくて、なくて当然という気持ちで毎日仕事をするように職員を管理をきちんとしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 本議案は、平成二十六年の養老町一般会計補正予算（第四号）として上程されているわけですが、年度末までの各事業の動向を見ながら補正をされているわけですが、十五ページの款八土木費の関係ですが、これは補正額、年度内に予算執行するという前提だと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

今回、補正で上げております……。済みません、議員さんに確認させていただいてよろしいでしょうか。

スマートインターのこととすることで確認させていただいてよろしいでしょうか、全体でしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 節十九の關係ですが、これは提案説明の中で飯ノ木のいわゆるジャンク財源というか、あの件かなと思つて、その点についても含めてでございますが、よろしいでしょうか、議長。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） はい、わかりました。

失礼いたしました。今の御質問の件につきましては、提案説明で申しましたが、県のほうの九月補正で県単事業が終わりそうになったというか、養老町の中で、おっしゃるとおりです。飯ノ木地内の県道養老平田線の道路拡幅工事ということで、（仮称）養老インターのサービスエリアの交差点がございますが、あれから今も一部工事が出ていますけれども、その残りから源氏橋のところまであたりの、今まで出ていなかった工事が県のほうで追加で工事されることになりました。その分の町負担、一〇%の負担ですが、その事業が県で発注されますので、町負担として一割分の負担金の計上を今回変更させていただいております。

それで、御指摘のように、今の時期から約二億円の県の道路工事です。三月までの期間では終わらないと私も思います。ただ、県のほうは翌債というか、工事期間を年度にまたがってやりますので、そういう工期になると思いますので、まだその追加分の工事については私もはっきりいつまでの工期とかいうのはちょっと把握しておりませんが、恐らくですけれども、三月をまたいだ翌債工事ということで、来年度の工期を設定された工事として発注されると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 大変よくわかりました。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、水谷議員の質問に関連してですけれども、養老平田線の工事を今やっています。今、課長が言ったように、本当に部分的じゃなくて、本当にちよこちよやるんじゃないかと、やるなら一遍にやってほしいということ。なぜかというところ、我々道路を通るにも、きょうはやっておるな、次はやっていないとか、そういうふうな、何か工事をやっておるのかやっていないのかわからんような工事の仕方をしているもんで、そういう発注はなるべくやるんじゃないかと、やるなら源氏橋からずうつと左右をやるといふことの計画でやってほしいなと思います。その件、ちよつとお願いします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

町は、県のほかの県道の工事につきましても要望とかいろいろ上げておりますが、特に今の養老改元一三〇〇年に沿いまして、養老（仮称）のインターからの養老公園のほうに向かった平田線の改良と、それから南関の改良には県のほうに強く要望しているところがございます。それで、県のほうも平田線につきましては、その一三〇〇年祭に間に合うように、それと南関線もでございますが、間に合うように整備をしていただいているところなんです。

それで、今回も実は二億円というほどの補正をいただいて、吉田議員おっしゃいますが、一応現地までの工事という、ある程度の期間延長を県も出していただけです。

それで、今後なんです、実は源氏橋から残りの石畑の交差点までの分についても、順次県のほうで計画というか、進めていただいております。これはまた新年度の予算になります、これも県単になってくると思いますので、町の負担も一割求められると思います。

吉田議員がおっしゃいますように、ぼつぼつと切るわけではなく、町のほうも源氏橋から残りの区間、一度に出していただけるように要望しております。ただ一カ所、源氏橋の交差点だけにつきましては、今も進めておりますが、用地買収とかはかかってきません。今まで申しました平田線の改良については、用地買収が基本的にございませんので工事だけ進めていくという形になります。源氏橋のところの交差点の改良については用地買収が必要になっておりますので、その用地買収等もやりながら進めていくようになります。ちよつとおくれるというか、一番最後の改良になるかなあというような形になっています。現状としてはそういうことで、なるべく一度に出していただくように、これからも要望してまいります。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 十四ページの農業振興費の中の競争力強化生産総合対策条件整備事業の中で、先般の説明の中でJAにしみのJA南・北カントリーの改修ということですが、この競争力強化生産総合対策条件とは、この整備事業は何かということと、

JA南・北カントリーの中身、内訳、事業費等を教えていただきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 野村議員の御質問にお答えさせていただきます。

競争力強化生産総合対策条件整備事業の内容でございますけれども、この事業は水田農業の競争力を強化して、強い農業づくりを推進するため、共同利用施設の高度化、また再編等に要する経費の一部を助成する支援事業でございます。今回JAにしみの農協の養老南カントリーエレベーター並びに養老北カントリーエレベーターの二カ所の共同利用施設の設備更新について事業申請がされました。

まず、養老南カントリーエレベーターの状況でございますが、この施設の荷受け品種は、あきたこまち、あさひの夢、みつひかり、ハツシモの四品種を処理しております。わせ品種でございます。あきたこまちの荷受け時期は、気温の高い八月中旬からの搬入となっております。サイロを一次貯留タンクとして使用していることからサイロ内が高温状態となり、品質低下が懸念されておるところでございます。こうしたことから、養老南カントリーエレベーターにサイロ冷却装置を導入し、保管時の品質低下の防止対策を講じるものでございます。

また、養老北カントリーエレベーターでは、もみすり機の老朽化によりまして、調整作業に支障を来しておりますので、今回新にもみすり機を更新し、高度な品質管理と安定出荷を図るといったものでございます。

養老南カントリーエレベーターでは、サイロ冷却装置一式、また穀温監視装置一式でございます。事業費といたしましては、全

体事業費が六千四百六十万六千円ということになっております。そのうち補助対象事業費が五千九百五十五万ということで、県の補助が二分の一で二千九百七十七万五千円ということになっております。

また、養老北カントリーエレベーターでは、もみすり機一式を入れるということで、総事業費につきましては二千七百三十二万一千円で、補助対象事業費が二千五百五十四万ということで、そのうち県の補助が二分の一の千二百七十七万ということになっております。

以上が、事業の内容でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 高木水道課長。

○産業建設部水道課長（高木久之君） 失礼いたします。

日程七、議案五十九号の水谷議員さんから質問をいただきました。養老町簡易水道組合給水条例の一部を改正する条例についての中で、西部簡易水道組合の臨時総代会の日付を八月二十八日と申しましたが、九月三十日の誤りでしたので、訂正させていただきます。また、役員会については八月二十八日で合っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、議案第六十五号 平成二

十六年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十四、議案第六十六号 平成二

十六年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 簡易水道の特別会計のことですけど、五百万の支出ということで、漏水箇所メーターが、どこで場所でもれだけ漏水しておるか、その事業内容を教えてください。

○議長（松永民夫君） 高木水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（高木久之君） 失礼します。吉田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回、五百万の補正ということですが、当初修繕費といたしまして百十万を組んでおりましたが、四月早々に県道の工事に伴いまして消火栓のかさ上げ工事がありました。そのほかに、十月いっぱいまで十一カ所の漏水箇所がありました。滝見町の第一水源地の近くなどが多かったわけですが、西部簡易水道地域全域に、どこかと特定できないんですけれども、かなりの場所です。工事がありまして、一カ所につき平均三十万円ほどの修繕費がかかっております。

今後の見込みですが、まだ非常に石綿管なんかもあります、月に三回ぐらい漏水があるようなこともございます。そういうことを考えまして、今後の予定としまして、配水管の突然の漏水による修理を十カ所で三百万円と、あとポンプ場ですが、これも大変老朽化しております、取水ポンプなどの故障なんかが多発している現状ですので、その修理に三十五万円、そのほかに取り出し口なんかの修理が十三万円ほどで、合計五百万の補正を今回お

願いましたということでございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十五、議案第六十七号 平成二

十六年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十六、議案第六十八号 平成二十六年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十七、議案第六十九号 平成二十六年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十八、議案第七十号 平成二十六年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十九、発委第二号 養老町議会

議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

この議題は委員会提案のため、議会運営委員会委員長が提案説明を行い、委員長に対して質疑後、討論を経て採決を行います。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（田中敏弘君） 今回、上程しました発委第二号

養老町議会議員政治倫理条例の制定について、説明をさせていただきます。

発委第二号 養老町議会議員政治倫理条例の制定について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第六項及び第七項並びに養老町議会議規規則（平成三年養老町議会議規規則第一号）第十四条第三項の規定により、養老町議会議員政治倫理条例について、別紙のとおり提出する。

平成二十六年十二月二十五日提出。養老町議会運営委員会委員長 田中敏弘。

まず制定の趣旨ですが、養老町議会では、全国で議員による不祥事が多く発生している状況を踏まえ、議会改革特別委員会において議員政治倫理条例の制定に向けて協議するよう依頼し、作成された条例の内容等を議会運営委員会にて審査した結果、今定例会に上程することになりました。

町民の議会に対する信頼回復と議員の政治倫理のより一層の向上を図るために、本条例を定めるものです。

要旨としまして、主な条文内容を御説明いたします。

まず第一条では、この条例を制定する目的について規定しており、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民の信頼に応えとともに、民主的で公正な町政の発展に寄与することを目的として定めています。

第二条では、議員の責務としての議員みずからの役割と政治倫理に反する疑惑に対する説明責任についてを定義しています。

第三条では、議員の政治倫理基準の遵守事項として、第一項では町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと、金品の授受をしないこと、町等の職員の採用、昇格または異動に関し、介入をしないこと等が、第二項では、議員、配偶者もしくは生計を同じくする二親等以内の親族が経営する企業は、町が行う請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならないことを定義しています。

第四条では、議員の代表就任の制約及び届出事項として、第一項では議員の団体の代表へ就任の制限、第二項では議員がやむを得ない事情により、団体の代表に就任の届出等について定義しています。

第五条では、議員について政治倫理基準または地方自治法第九十二条の二の規定による議員の兼業の禁止に違反する疑いがあると認められるとき、議員及び町民の審査の請求について定義しています。

第六条では、議員及び町民の審査の請求があったときの審査会の設置等について定義しています。

第七条では、審査会の政治倫理基準等違反行為の審査方法等を

定義しています。

第八条では、審査される議員の協力義務について定義しています。

第九条では、違反した議員に対する措置として、最も重い、議員の辞職勧告から、最も軽い、議長が必要と認める措置の五項目を定義しています。

第十条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項の委任について定義しています。

附則といたしまして、この条例は、議決の日から施行する。

以上で、発委第二号 養老町議会議員政治倫理条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の説明が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十六年十二月二十五日

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議会改革・行財政改革の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

議長 松永民夫

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

議員 田中敏弘

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十六年養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時四十七分）

議員 中村辰夫